

令和7年度 大阪府立大阪南視覚支援学校 高等部本科（普通科） 募集要項

1. 応募資格

入学を志願することができる者は、次の①及び②に該当する者とする。

①両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障がいが高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

②本人及び保護者の住所が本校の通学区域内(7.の項参照)にある者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 中学校等を卒業又は修了した者、又は令和7年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

2. 募集の科・学科・学年

部	科	学 科	学 年
高等部	本科	普通科	第1学年

3. 出願、検査について

① 出願

(1) 出願は大阪府立学校オンライン出願システムにより行う。

(2) 高等部本科の出願は、1校1学科に限る。

(3) 出願及び出願時間は、次のとおりとする。

令和7年1月24日(金)午前9時から1月31日(金)午後2時

(4) 志願者は、志願者による出願登録を大阪府立学校オンライン出願システムにより行う。

ア. 志願者情報の登録

イ. 出願情報の登録

ウ. 調査書の登録 ※令和6年12月末日現在をもって作成されたもの。

エ. 眼科診断書(本校所定の用紙 本校 HP 実施要項と一緒に添付しています)

本校眼科校医(アイアイ眼科)、または、眼科を設置する国公立病院若しくは大学病院で発行された診断書に限る。ただし、身体障害者手帳(視覚障害の1～5級)の交付を受けている者は、身体障害者手帳の写しを登録することで代えることができる。

オ. 住民票等の写し【令和5年度以前の卒業生のみ】

本人及び保護者(両親のある場合は両親とも)の住民票の写し又はそれに代わるもの。(令和7年3月に中学校等を卒業する者は不要。)

※個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出すること。

(5) 志願者が関係書類を提出し、応募資格が承認された場合、受験票を交付する。

② 検査

入学のための検査を以下のとおり行う。

- (1) 検査は、令和7年3月11日（火）に行う。
- (2) 検査場所は、大阪府立大阪南視覚支援学校とする。
- (3) 検査の内容は、以下に示す学力検査・面接とする。

学科	類型	学力検査	面接
普通科	I	国語・数学・英語	○
	II	国語および数学の総合問題	○
	III	(実施しない)	○ (適性に関する内容を含む)

- (4) 面接は保護者同席で行う。詳細は大阪府立学校オンライン出願システムの志願者への「お知らせ」で示す。
- (5) 検査当日の集合時間および検査等の時間については、詳細は大阪府立学校オンライン出願システムの志願者への「お知らせ」で示す。

③ 入学予定者発表

令和7年3月13日（木）午後2時に入学予定者の発表を行う。発表は、本校1階エントランスホールにおいて、入学予定者の受験番号を掲示する。オンラインシステムでも発表は行われる。入学予定者には、通知書と入学手続きに必要な関係書類を交付する。また、同日午後2時15分より入学説明会を実施する。

4. 留意すべき事項等

- (1) 出願の際、提出されたデータは入学者決定事務のためだけに使用する。
- (2) 令和7年度大阪府公立高等学校入学者選抜と併願する場合は、以下の点に留意すること。（選抜の名称は一部省略して示している。詳細は、大阪府教育委員会が作成している公立高等学校入学者選抜実施要項を参照のこと。）
 - ア. 以下の選抜の合格者は、本校の受験資格を失う。

特別選抜・帰国生選抜・日本語指導が必要な生徒選抜・中高一貫選抜・自立支援選抜・大阪府立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜・知的障がい高等支援職業学科選抜・共生推進教室選抜

- イ. 一般選抜の合格者は、本校の入学資格を失う。

5. その他

- (1) 入学を希望する生徒及び保護者等は、あらかじめ教育相談に来校すること。
- (2) 入学後、寄宿舍・通学バスの利用を希望する場合は事前に相談すること。
- (3) 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、就学に必要な諸経費が支給される場合がある。
- (4) 入学者決定検査全般について不明な点があれば、高等部の就学係へ連絡すること。TEL 06-6693-3490 (高等部直通)

6. 高等部本科の学習内容・進路について

類型Ⅰ・・・高等学校に準じた教科・科目の学習を行う。(選択科目には各教科の科目及び芸術系の科目も含まれる。)卒業後の進路としては大学・短期大学や本校の高等部専攻科理療科・保健理療科・理学療法科・柔道整復科。

類型Ⅱ・・・国語・数学などの教科学習や体育などを中心に行うとともに、自立活動として生活学習や作業学習を行う。卒業後の進路としては職業訓練(大阪障害者職業能力開発校など)・福祉的就労など。

類型Ⅲ・・・生活学習・作業学習など自立活動を中心とした内容を行う。卒業後の進路としては福祉的就労など。

7. 視覚支援学校通学区域

大阪南視覚支援学校			大阪北視覚支援学校		
天王寺区	* 東大阪市	堺市	北 区	東成区	摂津市
生野区	八尾市	泉大津市	都島区	旭 区	守口市
阿倍野区	柏原市	和泉市	福島区	城東区	枚方市
住之江区	富田林市	高石市	此花区	鶴見区	寝屋川市
住吉区	河内長野市	泉北郡	中央区	豊能郡	大東市
東住吉区	松原市	岸和田市	西 区	豊中市	門真市
平野区	羽曳野市	貝塚市	港 区	池田市	四条畷市
西成区	藤井寺市	泉佐野市	大正区	箕面市	交野市
	大阪狭山市	泉南市	浪速区	三島郡	* 東大阪市
	南河内郡	阪南市	西淀川区	吹田市	
		泉南郡	淀川区	高槻市	
			東淀川区	茨木市	

* 東大阪市は、①外環状線の東側は大阪南視覚支援学校の区域とする。

②外環状線の西側は築港枚岡線で南北に二分し、

その北側を大阪北視覚支援学校の区域とする。

その南側を大阪南視覚支援学校の区域とする。